

日本国際協力システム 年報



2005

JICS概要

2006年8月1日現在

- **団体名：** 財団法人 日本国際協力システム
Japan International Cooperation System (JICS)
- **所在地：** 〒162-0067 東京都新宿区富久町10番5号 新宿EASTビル 5、6階
代表連絡先： TEL. 03-5369-6960 FAX. 03-5369-6961
E-mail: jics@jics.or.jp URL: <http://www.jics.or.jp/>
- **役員：** 理事長 佐々木 高久 専務理事 櫻田 幸久
- **設立：** 1989年4月12日（外務大臣の許可）
- **基本財産：** 3.87億円
- **事務局人員数：** 176名
- **事業目的：** JICSは、日本の経済協力分野のうち二国間贈与事業を中心とする事業の適正かつ効率的な実施に協力することにより、一層質の高い国際協力を推進し、それによって世界経済の発展と友好に寄与することを目的とします。
- **事業内容：**
 1. 政府開発援助（ODA）の一部である無償資金協力事業及び技術協力事業並びに借款事業の適正かつ効率的な実施の促進に資するための活動
 2. 上記事業に係る援助完了後のフォローアップ及びアフターケア活動
 3. 国際協力事業を効果的に実施するための調査、研究
 4. 国際協力事業推進のための啓発・支援活動
 5. その他本財団の目的を達成するために必要な事業
- **在外事務所：**

<p>モンゴル事務所 (2006年9月1日閉鎖予定)</p> <p>アフガニスタン事務所 House No.579, Street No.15, Wazir Akbar Khan, Kabul City, Afghanistan Tel: + 873-7613-25827 Fax: + 873-7613-25828</p>	<p>ヨルダン事務所 Office B, Zara Expo, Located behind Grand Hyatt Amman, Hussein Bin Ali Street, Jabal Amman, Amman, Jordan Tel: +962-6-462-7333 Fax: +962-6-462-7237</p> <p>マダガスカル事務所 4e étage, Bâtiment de la Réunion Isoraka, Antananarivo, Madagascar Tel: +261-20-22-601-90 Fax: +261-20-22-602-09</p>
--	--

表紙写真



- ① 合同庁舎建設の起工式（モルディブ）
- ② マザリシャリフ警察に供与したバトカー（アフガニスタン）
- ③ 復興のための補修工事を行うブルドーザ（パキスタン）
- ④ 再建される学校の起工式（スリランカ）



目次

JICSのビジョン、JICSの行動規範	2
序文—新たな課題に挑戦	3
2005年度JICSの動き	4

第1部 総説—2005年度の主な取り組み

特集 災害復興支援とJICSの活動

スマトラ沖大地震・インド洋津波	6
インドネシア	8
スリランカ	10
モルディブ	11
パキスタン大地震	12

政府開発援助(ODA)におけるJICSの役割

広がる援助対象国と多岐にわたる事業分野

アンゴラ [感染症対策無償]	18
ギニア [貧困農民支援 (2KR)]	19
モンゴル [食糧援助]	20
エルサルバドル [文化無償]	20
アフガニスタン [ノン・プロジェクト無償ほか]	21
イラク [緊急無償ほか]	22
JICA事務所支援 [技術協力]	23
書類審査・セミナー [円借款]	24
日本NGO支援無償	24
JICS NGO支援事業	25
「国際調達マネジメント機関」にふさわしい組織へ	26
幅広い事業展開のなかで	28

第2部 事業実績

JICSの事業対象国	30
機能別事業収入実績	32
スキーム別事業収入実績	32
契約先別事業収入実績	33
無償資金協力調達監理実績	33
2005年度国別実績	34
2005年度案件—無償資金協力関連事業	37
2005年度案件—技術協力関連事業	44
2005年度案件—借款関連事業	46
2005年度案件—その他国際協力関連事業	47

参考資料

年度別収支	48
2005年度事業報告	49
2005年度収支計算書	50
沿革	51
役員、評議員、歴代理事長、歴代評議員会会長	52
組織図	53
財団法人日本国際協力システム寄附行為	54

Vision

JICS[ジックス]のビジョン

私たちはわが国の政府開発援助や種々の開発途上国支援において、現地で必要とされている物品やサービスを適正かつ効果的に調達するための公益法人であり、事業の実施にあたっては次のことをお約束します。

援助事業における 橋渡し役を務めます

私たちは、開発途上国の発展のために、最も有効に資金が活用されるよう配慮し、現地の実情に合った物品やサービスを適正な価格で効率的に調達します。援助の現場では、私たちの機動力と経験を最大限生かし、国内外援助機関とNGOや民間企業との間の橋渡し役として、各種プロジェクトの円滑な運営のためのきめ細かい支援と調整を行います。

知識と経験を援助事業に 役立てます

私たちは、業務を通じて蓄積した情報や知識を提供するための広報活動、よりよい援助事業の探求を目的とした研究活動、開発途上国や援助現場で活動する人々に対する直接的な支援活動等に積極的に取り組むことで、途上国の発展に貢献します。

中立的な立場を維持し、 公正性・透明性を確保します

私たちは、常に中立的な立場を維持し、公正性・透明性の確保を何よりも優先して業務を実施します。物品やサービスの調達にあたっては、法律、倫理、国際常識に十分配慮したガイドラインに基づき手続きを行います。

適正な組織運営、人材育成に 努めます

私たちは、これまで示した役割を確実に果たすため、内部監査機能を強化し、職員と組織の法令等遵守を徹底します。また、安全管理体制を確立し、職員が安全で健康に働くことのできる職場環境をつくります。さらに、援助におけるさまざまな場面において、最適な提案と調整のできる技術、知識、経験を持った人材を確保・育成します。

JICSの行動規範

私たちは、JICSのビジョンに基づき、いっそう質の高い国際協力を推進するため、次の10の原則を規範として行動します。

公益法人としての責任

私たちは、国際協力の担い手としての自覚を持ち、公益法人としての本財団に対する社会の要請に応え、責任ある行動をとります。

質の高いサービスの提供

私たちは、国際協力の実施に役立つ質の高いサービスを迅速かつ効果的に提供し、関係者の満足と信頼を獲得するよう努力します。

法令等の遵守

私たちは、関係する法令、内部規程、社会規範、国際ルール等を遵守します。また、これらに違反しない場合でも、社会的良識に従って行動し、不適切な行為は行いません。

海外現地事情への配慮

私たちは、海外活動に際して、現地の法令を遵守するとともに、伝統、慣習、文化、環境等に十分配慮します。

情報の開示

私たちは、事業運営の透明性を高め、事業内容、運営状況等を積極的に開示します。

情報の管理

私たちは、個人情報保護に関する法令およびその他関連規範の遵守、情報セキュリティ対策、守秘義務の徹底等により、個人情報を含め情報全体を厳重に管理します。

人権の尊重

私たちは、いかなる場合においても、人権を尊重し、性別、年齢、国籍、人種、民族、信条、宗教、社会的身分、身体障害の有無等により、差別を行いません。

反社会的勢力等への対応

私たちは、社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、毅然とした姿勢で対応します。

環境の保全

私たちは、環境問題への取り組みを重要な使命と認識し、自主的かつ積極的に環境の保全に努めます。

職場環境づくり

私たちは、職場秩序を保持し、役職員がその能力を最大限発揮できるよう、安全で働きがいのある職場環境づくりに努めます。また、本財団は、国内外における役職員の安全確保のために危機管理体制を確立し、常に安全管理に努めます。

Preface



新たな課題に挑戦

財 団法人日本国際協力システム (JICS) は、日本の政府開発援助 (ODA) のうち、二国間贈与事業の適正で効率的な実施に協力することにより、いっそう質の高い国際協力を推進することを主な目的として、1989年4月に外務大臣の許可を得て、財団法人として設立されました。以来、外務省、独立行政法人国際協力機構 (JICA) をはじめとする関係機関のご指導・ご支援と、各国政府機関やODA関係業界などのご協力をいただきながら、今日まで微力ながら日本の国際援助の一翼を担ってまいりました。これまでのご支援、ご協力に対し、関係者の皆さまに深く感謝申し上げます。

JICSは2005年度の事業方針として、①「多様化する国際協力のニーズにこたえる」、②「国際調達マネジメント機関にふさわしい組織への体質強化をはかる」、③「JICSからの発信を強化し、国民の理解を促進する」を掲げ、JICSを取り巻く環境の変化に機動的に対応するように、諸々の取り組みを進めてきました。

そのなかでも、2004年12月26日に発生したスマトラ沖大地震・インド洋津波災害に対する支援を目的とした日本のノン・プロジェクト無償では、国際競争入札により施設建設のための役務の調達を初めて行い、これに伴い、新たな課題に直面しましたが、この業務の実施を通じて多くの有益な経験や教訓を得ました。

こうした活動を踏まえ、2006年3月には「JICSコンサルタント調達のガイドライン」を策定するなど、ニーズに的確にこたえる事業実施体制の整備と強化に努めてきました。

また、2005年10月8日に発生したパキスタン北部の大規模地震に対する緊急無償では、上記津波支援での教訓を活かし、迅速な調達業務を実施することができました。

これらの活動に加えて、アフガニスタンとイラクの復興支援をはじめとする多くの無償資金協力支援業務や技術協力支援業務など、JICSは広範囲にわたる事業に関する支援業務を行いました。

JICSはこれらの諸活動を広く人々に知っていただくために、2005年7月号より、広報誌の内容を改め、その名称を『JICS NEWS』から『JICS Report』に変更するとともに、毎号1つのテーマに絞って詳しい解説を行うなど、広報の充実に努めてきました。また、JICSを訪問した中学生へのJICS活動の紹介や、大学生インターンの受入れなど、市民への啓発活動の強化を行ってきました。さらに、昨今のODA改革などの動きに対応するように、タスクフォースを設置し、対応策の検討を開始しています。

JICSは、「JICSのビジョン」と「JICSの行動規範」のもとで、今後も日本の人々、世界の人々から信頼される機関として、皆様のいっそうのご理解とご支援を得つつ、日本のODAの効率的な推進に貢献していく所存です。

本書は2005年度の事業実績と活動内容を取りまとめたものですが、本書を通じて、JICSの活動に対する皆様のご理解がさらに深まることを願っています。

2006年8月

財団法人日本国際協力システム
理事長 佐々木高久

2005年度 JICSの動き

		JICSの主な動き	関連する国内外の主な動き
2005年			
4月	1日	蓮見副会長が会長代行 (3月31日 石川評議員会会長辞任)	アジア・アフリカ首脳会議 (ジャカルタ)
		JICS行動規範制定	
5月	8日	カンボジア日本小型武器対策支援チーム (JSAC) の活動をNGO国際会議にて紹介	イラク移行政府発足
	10日	鬼崎中学校総合学習で来訪	
	14日	ベトナム事務所閉鎖	
	31日	カンボジア事務所閉鎖	
6月	1日	ヨルダン事務所開設	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(いわゆる「骨太の方針2005」)で、ODAの事業量の戦略的拡充と改革を内閣が提言
	8日	南城陽中学校総合学習で来訪	
	23日	2005年度第一回通常評議員会・理事会 開催 松本評議員会会長 就任	
	28日	イラク緊急無償 消防車両が現地に到着	
7月			7月、第31回主要国首脳会議 (グレンイーグルズ・サミット)
8月	22日(～9月2日)	インターン受け入れ(茨城大学、大阪経済大学 各1学生)	
9月	7日	2005年度 支援NGOの活動報告・意見交換会開催	
	12日(～22日)	インターン受け入れ(立命館大学学生1名)	
	20日	イラク 2005年度紛争予防・平和構築無償「ムサンナ県警察訓練プログラム」実施監理契約締結	
	30日	「日本国際協力システム年報 2004」を発行	
10月	1日、2日	「グローバルフェスタJAPAN2005」に出展	麻生外務大臣が就任、パキスタン大地震発生
	17日	パキスタン 2005年度地震被害に対する緊急無償 調達監理契約締結	
	25日	イラク 都市・公共事業省大臣の来訪	
11月	12日	「国際協力キャリアフェア2005」に出展	外務省が報告書「ODAの点検と改善～より質の高いODAを目指して～」を発表 外務省が「スマトラ島沖大地震およびインド洋津波被害二国間無償資金協力に係る中間評価報告書」作成
12月	1日	アフガニスタン 2005年度 セクタープログラム無償「マザリシャリフ市内道路改修計画」調達監理契約を締結	
	15日	インドネシア 2004年度 ノン・プロジェクト無償「アチェ州内幹線道路修復工事」の起工式開催	
2006年			
1月	10日	NGO支援事業 2005年度NGO支援事業支援団体決定	
		NGO支援事業 NGO研修支援事業支援団体決定	
	30日(～2月6日)	廣野評議員 アフガニスタン視察 実施	
2月	4日、5日	「ワン・ワールド・フェスティバル」に出展	
3月	13日	パキスタン 2005年度ノン・プロジェクト無償 調達監理契約締結	経済財政諮問会議において、「海外経済協力のあり方について」という議題のもと、新ODA戦略の方向性を打ち出す
	15日	2005年度第二回通常評議員会・理事会開催	
	22日	カンボジア 2005年度研究支援無償「地雷除去活動支援機材開発研究計画」実施監理契約締結	
	28日	「JICSコンサルタント調達のガイドライン」制定	